

(記入例)

第1号様式

(1)

減量化・資源化等計画書

★本計画書提出時に廃棄物管理責任者が変更になっている場合、新しい廃棄物管理責任者を記入して下さい。本計画書提出時には、3号様式（廃棄物管理責任者選任（変更）届出書）の提出は必要ありません。

提出先)  
横浜市 市長

建築物コードは、送付した封筒の  
あて名シールに印字されています。  
(17ページの※を参照してください。)

住所 (建築物の所有者の住所)  
氏名 (建築物の所有者の氏名)  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)  
電話 ( )

★建築物所有者の住所または氏名等が変更された場合、第2号様式（減量化・資源化等計画書記載事項変更届出書）の提出が必要です。

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第19条第1項の規定により、減量化・資源化等計画書を提出します。

建築物コード ▶ △△△1234

★該当する建築物用途の番号を記入してください。

建築物の名称	<u>横浜〇〇ビル</u>		
建築物の所在地	<u>横浜市〇〇区〇〇町1-1</u>		
廃棄物管理責任者の職名及び氏名並びに連絡先	職・氏名	<u>〇〇(株) 〇〇課長</u>	<u>横浜 太郎</u>
	電話	<u>045-***-****</u>	FAX
	Eメール	<u>XXXXXXXX@XXXXXXXX.jp</u> <span style="float: right;">▶</span>	
建築用途	①事務所 ②店舗（スーパー等） ③百貨店（デパート） ④病院 ⑤ホテル ⑥劇場・娯楽場等 ⑦銀行 ⑧工場 ⑨倉庫 ⑩学校 ⑪複合用途 ⑫その他( )		
	事業用途の延べ床面積	<u>4,000</u>	m <sup>2</sup>
	廃棄物及再生利用等の対象となる廃棄物の保管場所	<u>1</u> <span style="float: right;">▶</span>	箇所
	廃棄量・資源化量の増減理由（前年度比）		★保管場所の箇所数
	<u>ペーパーレス化の推進による古紙の減量</u>		

★管理責任者個人アドレスまたは組織アドレスを記入してください。

★同一敷地内に複数の建物がある場合、合算して延べ床面積を記入してください。

★計画書裏面の「増減」について記載をお願いいたします。

★横浜市ルート回収施設とは、学校や区役所等の横浜市所管施設です。横浜市ルート回収施設以外の事業所は「廃棄物・資源物処理フロー」に廃棄物収集運搬業者及び再生資源回収業者の名称を記入してください。

今年度の計画・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃プラスチック類など産業廃棄物の分別を徹底し、資源化量を〇割アップさせる。</li> <li>・ミックスペーパーの分別徹底。</li> </ul>
プラスチックの排出抑制や再資源化等の取組状況と今後の取組について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーマルリサイクルからマテリアルリサイクルへ移行。</li> </ul>
食品ロス削減の取組状況と今後の取組について (飲食関連事業者及び社員食堂など事業所内で飲食を提供しているその他の事業者の方のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品の備蓄品をフードドライブへ寄付した。</li> <li>・販売予測を基に売れ残りを〇%減少させた。</li> </ul>
廃棄物収集運搬業者及び再生資源回収業者の名称 (横浜市ルート回収施設のみ御記載お願いいたします。)	
一般廃棄物収集運搬業者	<u>〇〇(株)</u> <span style="float: right;">▶</span>
産業廃棄物収集運搬業者	<u>〇〇産業</u>
再生資源回収業者	<u>〇×商事</u>

★プラスチック対策について記入してください。

※届け出られている廃棄物管理責任者のお名前と、本計画書記載のお名前が異なる場合、本計画書の提出をもって廃棄物管理責任者の変更を届け出たものとして取り扱います。

★【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律  
<https://plastic-circulation.env.go.jp/about/pro> 参照

(記入例)

★事業所が廃棄又は資源化しているすべての量を記入してください。(単位: トン【小数点第2位まで】)

※ダウンロードされたファイルは、青文字(太文字部分)のみ入力してください。合計欄等は計算式入っています。黄色枠内の入力は不要です。

※数字が未記入の場合、再度提出していただくことがあります。

★4年度実績と5年度実績を記入してください。(年度の定義は、4月~3月です。)

★廃棄量が資源化量をご確認の上、記入してください。

建築物コード  
△△△1234

		4年度の実績		5年度の実績		増減(%)			
		内 訳		ごみ発生量 (C+D)	内 訳		内 訳		
		廃棄量A	資源化量B		廃棄量C	資源化量D	廃棄量	資源化量	
一	古紙	10.00	0.00	10.00	10.00	0.00	10.00		
	一般ごみ② (燃やすごみ)	15.00	15.00	0.00	13.00	13.00	0.00		
		8.00	0.00	8.00	7.00	0.00	7.00		
		2.00	2.00	0.00	1.00	1.00	0.00		
		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
		25.00	17.00	8.00	21.00	14.00	7.00		
資源化率		32%		資源化率		33%			

★一般ごみ欄へは、市焼却工場へ搬入されている燃やすごみの量を記入してください。(市焼却工場へ搬入したものは全て「廃棄量」として記入してください。)

★排出がない項目は「0」と記入してください。

サーマルリサイクルとは、焼却した際の熱エネルギーを利用する方法です。廃棄量ではなく、資源化量に記入してください。

マテリアルリサイクルとは、プラスチックのまま新たな製品の原料として再利用する方法です。廃棄量ではなく、資源化量に記入してください。

ケミカルリサイクルとは、科学的な処理を施し、他の物質に転換してから再利用する方法です。廃棄量ではなく、資源化量に記入してください。

産業廃棄物	廃プラスチック類 (単純焼却・埋立)	5.00	5.00		1.00	1.00			
	廃プラスチック類 (サーマルリサイクル)	5.00		5.00	4.00		4.00		
	廃プラスチック類 (マテリアルリサイクル)	2.00		2.00	2.00		2.00		
	廃プラスチック類 (ケミカルリサイクル)	0.00		0.00	0.00		0.00		
	金属くず	10.00	0.00	10.00	9.00	0.00	9.00		
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.70	0.00	0.70	1.00	0.00	1.00		
	廃油	2.36	0.00	2.36	2.00	0.00	2.00		
	木くず (パレット等)	2.60	0.00	2.60	2.00	0.00	2.00		
	その他 (汚泥)	3.80	0.00	3.80	3.50	0.00	3.50		
	その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
合計 II		31.46	5.00	26.46	24.50	1.00	23.50		
資源化率		84%		資源化率		96%			

総合計 I + II	56.46	22.00	34.46	45.50	15.00	30.50		
資源化率	61%		資源化率		67%			

斜線部は記入出来ません。  
廃プラスチック(単純焼却・埋立)は廃棄量へ記載。  
サーマル・マテリアルケミカルは資源化量に記入してください。

前年度との増減比となります。

★上の欄にない種類の産業廃棄物は(その他)欄に品目と量を記入してください。

★体積(m)の場合は、換算係数(43ページ参照)により重量で記入してください。  
★有価取引の場合は、数量は含めないでください。

有価取引とは…排出者が不要物を引き渡す際、経済的負担を負わない場合をさします。

※黄色枠内入力不要

★処理フローには**最新**の収集運搬・処分・最終処分事業者名を記載してください。

★契約業者名を記入してください。

★契約業者名を記入してください。

★上段：最終処分場  
下段：リサイクル品目を記入してください。

(3)

(記入例)

廃棄物・資源物処理フロー

建築物名称		横浜〇〇ビル		建築物コード		△△△1234	
一般廃棄物	資源化	種類	収集運搬業者	処分業者 中間処理業者等	最終処分業者等 リサイクル品目		
		古紙	〇〇(株)	○×古紙	△△紙業 再生紙		
		食品残さ	〇〇(株)	(株)△△	(株)△△ 飼料		
		木くず					
		その他					
	廃棄	種類	収集運搬業者	処分業者 中間処理業者等	最終処分業者等		
		一般ごみ 資源化できない古紙 ・木くず・食品残さ等含む	〇〇(株)	横浜市	横浜市		
産業廃棄物	資源化	種類	収集運搬業者	処分業者 中間処理業者等	最終処分業者等 リサイクル品目		
		廃プラスチック類 (サーマルリサイクル)	〇〇産業	〇〇産業	〇〇産業 高炉原料		
		廃プラスチック類 (マテリアルリサイクル)	〇〇産業	〇〇産業	〇〇産業 フラ原料		
		廃プラスチック類 (ケミカルリサイクル)	〇〇産業	〇〇産業	〇〇産業 薬品		
		金属くず	△△商事	○×興業	○×興業 建築資材		
		ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず	△△商事	○×興業	○×興業 路盤材		
		廃油	△△商事	○×興業	○×興業 再生油		
		木くず	△△商事	△△商事	△△商事 建築資材		
		その他					
		その他					
	廃棄	種類	収集運搬業者	処分業者 中間処理業者等	最終処分業者等		
		廃プラスチック類 (単純焼却・埋立)	△△商事	△△商事	〇〇産業 埋立		
		その他					
		その他					
		その他					